

【資料 3】

国民健康保険医療費等データ分析及び市町村保健事業支援業務委託
企画提案競技 審査基準

1 目的

この基準は、「国民健康保険医療費等データ分析及び市町村保健事業支援業務委託」について、企画提案競技の公募により提出された企画提案書の審査に関し必要な事項を定める。

2 審査方法

- (1) 企画提案書の内容を各審査委員が「①評価項目・配点」及び「②評点基準」により評価を行い配点を付す。
- (2) (1) の審査委員ごとの配点を合計し、平均点を算出する。
- (3) 「③「賃金水準の向上」及び「女性の活躍推進」に関する取組への配点」による加点を行う。(最大10点)
- (4) (2) の平均点が54点(6割)を超える提案を候補者選定の目安とする。

① 評価項目及び配点

分類		評価項目(審査の視点)	配点
1 業務遂行能力	(1)実施体制	①業務を遂行する上で知識・経験を有する者を確保し、十分な実施体制が構築されているか。	10点
	(2)業務実績	②保健事業の業務実績等が良好であり、必要なノウハウを持っていると認められるか。	5点
2 実施スケジュール		③業務の実施スケジュールは仕様書を踏まえた妥当な内容であるか。	10点
3 実施方法	(1)調査・分析	④県、市町村の健康課題や医療費等について、現状把握から課題を効果的に調査・分析できる内容となっているか。	15点
	(2)市町村支援	⑤市町村保健事業の企画・立案支援について、個別事情に応じた適切な提案ができる内容となっているか。	15点
	(3)普及	⑥報告会等を通じた県・市町村の保健事業の底上げにつながる内容となっているか。	10点
	(4)附帯提案	⑦県、市町村の保健事業のより効果的な実施につながる提案があり、その内容は有益なものであるか。	10点
4 情報セキュリティ体制		⑧個人情報適切に管理できる体制が整っているか。	5点
5 積算内訳の妥当性		⑨見積金額は予算の範囲内であり、積算単価・数量は妥当な金額となっているか。	10点
合計			90点

② 評点基準

評価点			評価基準
15	10	5	優れている
12	8	4	やや優れている
9	6	3	普通
6	4	2	やや劣っている
3	2	1	劣っている

③「賃金水準の向上」及び「女性の活躍推進」に関する取組への配点

評価項目	大区分	小区分		配点		
賃金水準の向上	役員及び従業員の給与等受給者一人当たりの平均給与額又は役員を除く従業員の給与等受給者一人当たりの平均給与額の対前年増加率	1.50%以上		3	最大 5	
		2.00%以上		4		
		3.00%以上		5		
		「パートナーシップ構築宣言」の作成・公表		0.5		
女性の活躍推進	一般事業主行動計画の策定・届出	従業員数100人以下の企業	女活法 ※2	各 0.25	最大 0.5	
			次世代法 ※2			
	えるぼしチャレンジ企業認定※1 法令に基づく認定	女活法 ※2	えるぼし	1.5	最大 3	
			プラチナえるぼし	2		
			次世代法 ※2	くるみん		1.5
				プラチナくるみん		2
		若者雇用促進法 ※2	ユースエール		0.5	
			秋田県知事表彰の受賞	女性活躍・両立支援企業表彰 ※3		各 0.5
	女性の活躍推進企業表彰 ※3					
	子ども・子育て支援知事表彰 ※3					
男女共同参画社会づくり表彰						

注1 評価項目「賃金水準の向上」の平均給与額の対前年増加率については、該当する最も配点が高い小区分により配点を行うものとする。

注2 評価項目「女性の活躍推進」の一般事業主行動計画の策定・届出及び秋田県知事表彰の受賞については、該当する小区分ごとに配点を行うものとする。また、法令に基づく認定のうち女活法については、該当する最も配点が高い小区分により配点を行うものとし、次世代法についても同様とする。

- 注3 一つの評価項目のうち、複数の大区分に該当する場合は、その合計点（一部に最大配点の調整あり。各評価項目最大5点、合計10点）により配点を行うものとする。
- 注4 共同企業体制度（JV）又はこれに準ずる共同提案等複数の事業者が一体となって提案を行う場合は、「賃金水準の向上」と「女性の活躍推進」の各評価項目において、個々の参加企業の配点を合計し、当該参加企業の総数で除した点数（小数点以下第3位を四捨五入）により配点を行う。
- ※1 「えるぼしチャレンジ企業認定」は、令和4年5月に創設した本県独自の認定制度で、女活法のえるぼし認定基準に掲げる女性の採用や女性の管理職比率等の数値目標を1つ以上達成し、えるぼしの認定取得を目指した実施計画を有する企業を対象としている。なお、「法令に基づく認定（女活法）」に該当する場合は、「えるぼしチャレンジ企業認定」の配点を行わないものとする。
- ※2 女活法：女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）
次世代法：次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）
若者雇用促進法：青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）
- ※3 「女性の活躍推進企業表彰」及び「子ども・子育て支援知事表彰」を統合して令和7年度から「女性活躍・両立支援企業表彰」として実施する。